

定期試験実施上の諸注意

定期試験実施上の注意事項を下記にまとめましたのでよく確認の上、試験に臨んでください。

- ① 受験者は必ず指定された教室で受験すること。授業教室と試験教室が異なることがあるため、必ず掲示を確認すること。
- ② 定期試験時間割は通常授業の時間割と異なるため、注意すること。
- ③ 試験用紙の配付のため試験開始15分前には着席していること。
- ④ 着席については試験監督者の指示に従うこと。
- ⑤ 試験開始30分経過後は入室を認めず欠席扱いとする。レポート提出による試験も同様の扱いとする。
- ⑥ 試験にあたっては絶対に不正行為および疑わしい行為をしないこと。試験において替え玉受験、答案の見せあい、カンニングペーパー使用等の不正行為を行った者または行おうとした者は、大学より譴責、停学等の厳重な処分を受けることになるので、学生として真摯な態度で試験に臨むこと。
- ⑦ ノート、参考書等の参照が許されている授業科目を受験するときは、必ず自分のものを使用すること。貸借は認めない。試験中の貸借は不正行為とみなす。
- ⑧ 答案を提出しないで試験場から退場した場合は不正行為とみなす。白紙の場合でも氏名等を記入して必ず提出すること。
- ⑨ 受験中は学生証を通路側の机の上に表面を上にして提示しておくこと。
- ⑩ 試験当日学生証を忘れた者は、学部窓口において「仮受験票」の発行を受けてから試験教室に入ること。
- ⑪ 受験者確認のため、試験中に配布される「受験者名簿」に各自、氏名等を記入すること。
- ⑫ 試験開始後30分間は退出ができない。(30分経過後で解答が終了した方は退出が可能)
- ⑬ 答案には必ず自分の学部、学科、学年、クラス、氏名等を明記すること。これらが不明の者は評価できないこともある。また、他人の氏名等を記入した場合は不正行為とみなす。
- ⑭ 携帯電話や「スマートウォッチ」等、携帯電子端末は試験での使用はできないことはもちろん、試験中に時計としての使用もできない。

*その他授業内試験やレポートについては担当教員からの授業内での指示に従ってください。

以上

2025 年 6 月 27 日
スポーツ健康学部事務課